

株式会社のいり 契約約款

加入を希望される方は、この約款の内容を良く読んでお申込みください。

(令和6年3月1日より適用)

株式会社のいり(以下「のいり」という。)とのいり加入者(以下「加入者」という。)とは、下記に定めるところにより、のいり契約(以下「契約」という。)を締結します。

第1条(契約の目的)

この契約は、加入者が将来行う葬祭に備え、所定の月掛金を前払いで支払うことにより、加入者は葬祭に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、のいりは、加入者の請求により、葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

なお、この契約は、葬祭に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条(目的の範囲)

目的の範囲を、葬儀(告別式を含む)のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎとします。

第3条(加入の申込み・加入者証(会員証)の発行・約款の交付、再発行)

- のいりに加入されたい方は、のいりの定めるところにより、申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申込みいただくか、電子情報処理機器(タブレット)の申込画面の案内に従って、役務内容確認書、確認書(重要事項説明書)を確認の上、必要事項を入力して加入申込みを行い、一回以上の月掛金に相当する予約金を現金、クレジットカードまたはデビットカードによる支払いを行っていただければ加入できます。
ご加入に先立ちのいりは、約款を説明してお渡しします。
- のいりは、本条第1項の加入申込後に、1回以上の月掛金の入金確認が取れた場合は、のいりの加入者であることを証する加入者証(会員証)を郵便により送付します。ただし、電子情報処理機器(タブレット)での申込みの場合は、加入申込書(控)、役務内容確認書(控)、確認書(控)も郵便により送付します。加入者証(会員証)は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。なお、所定の手続き終了時において本条第1項の予約金は、月掛金に充当します。
- のいりは、本条第1項にかかわらず、加入の申込者又は代理若しくは媒介する者(以下「加入者等」という。)が、以下に掲げる反社会的勢力に該当する場合は、加入できません。なお、以下の(2)から(6)は警察庁の組織犯罪対策要綱の定義に従います。(1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)(2)暴力団関係企業、暴力団準構成員(3)総会屋等(4)社会運動標ぼうゴロ(5)政治活動標ぼうゴロ(6)特殊知能暴力集団等(7)その他前各号に準ずる団体又は個人
- のいりは、本条第1項にかかわらず、加入者等が本条第3項に掲げる反社会勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なく、この契約を解除します。

5. 本約款を紛失等されたときには、加入者からのその旨の申し出があれば速やかに再交付します。
なお、再交付の手数料として1通につき550円(消費税込)を申し受けます。

第4条(のいりの責任開始時期)

1. のいりは契約のお申込を受けて、第1回月掛金を受領した時から契約上の責任を負います。
2. 本条第1項の規定によるのいりの責任開始時の暦日を加入日とします。

第5条(契約金額、月掛金の額、支払方法等)

1. 契約金額、月掛金の額、支払方法及び支払時期等は、次のとおりとし、契約金額完納前に施行が行われる場合は、利用時に月掛金の残額を一括して払込みいただきます。なお、クレジットカード及びデビットカードについては初回金のお支払いにのみご利用頂けます。

契約金額	月掛金の額	月掛金の回数・期間	支払方法	支払時期
180,000円	毎月 3,000円	60回 60ヶ月	自 振	毎月末日限り
	毎月 5,000円	36回 36ヶ月		
	毎月 10,000円	18回 18ヶ月		

2. 但し、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。消費税相当額を含む支払総額は、198,000円となります。
3. 第2回目以降の月掛金の払込みについては毎月加入申込書に記載した支払方法(銀行、農協等での口座自動振替)に従っていただくことになります。
4. 口座振替の時期は、金融機関により毎月12日となっておりますので、前日までに残高をご確認のうえご用意願います。尚、口座振替日が金融機関の定休日、特別休日となる場合は、その翌営業日に振替えることになります。

第6条(役務サービス等の内容)

提供する役務サービスは、別表1に掲げるとおりです。

複数口同時契約いただく場合、役務の提供は、その目的に対して一契約1回限りご利用できます。

(注)複数口同時契約とは、「同一の契約者が同一のコースを2口以上同時に加入すること」です。

同時解約とは、「その2口以上の契約を同時に解約すること」です。

第7条(役務サービス等の提供)

1. のいりはこの約款に基づく契約が成立しかつ加入者が契約金額を完納した場合に限り加入者から請求があり次第、打ち合わせを行い、打ち合わせにおいて取り決めた日に、この契約に従って役務サービスを提供します。なお契約金額完納前の加入者につきましては、契約金額の残額を一括払いしていただいた場合に、前記の通り役務サービスを提供します。
2. **契約の成立の日から180日(6ヶ月)を経過していない加入者又は6回以上の月掛金をお支払いいただいていない加入者から利用を希望されるときは、1口に付き早期利用費26,400円(消費税込)をお支払いただければ、加入者から請求があり次第、打ち合わせを行い、打ち合わせにおいて取り決めた日にこの契約に従って、第6条の役務サービスを提供いたします。**
なお、成立の日から180日(6ヶ月)を経過し、かつ6回以上の月掛金をお支払いいただいていた場合は、早期利用費をお支払いただく必要はありません。
3. 利用権は、加入者の承諾により、あらかじめ登録されている同居の家族内で利用(又は行使)できます。
なお、登録された家族のご利用に際しては、加入者からの請求が必要となります。
4. 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証(会員証)をご提出いただきます。その際本

人確認書類のご提示をいただく場合があります。また、お亡くなりになった加入者のための葬儀に係わる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証(会員証)のご提出があった場合に、提供します。この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。

5. 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の提供ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。但し、加入者の都合により契約額に満たない施行をされる方についてはその差額をお返しすることはできません。

契約したコース以外の役務サービス等をご利用される場合は、第8条により、提供します。

6. 次に掲げる場合において無条件にて、第3条及び本条のお申込みを不受理又はお申込みを拒否するか、既に通夜式、葬儀式等の施行契約が成立している場合には施行契約を解除し、直ちに通夜式、葬儀式等の施行を中止させていただきます。この場合、のいりが施行契約遂行のために要した費用として受領した料金及び施行契約に係る料金を返納せず、また、申込者はいかなる損害請求ものいりに対して行うことはできません。
 - (1) 加入者等及びお客様(本条第3項により利用する加入者の家族、本条第4項の喪主又は喪主に準ずる者を含む)が暴力団、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であるとのいりが認めるとき。
 - (2) ご利用施設で別途定める「御葬儀式規約」、「施設利用規定」等について合意を得られないとき。

第8条(契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期)

加入者が、都合により「加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又はこの契約の対象となってもグレードの高い内容の役務サービス等の提供」又は「加入されたコースよりランクが上のコースの役務サービス等の提供」を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、のいりはその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。

但し、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第9条(契約種別の変更)

加入者は、契約種別の変更を請求することができます。

なお、契約種別の変更には、1件につき550円(消費税込)の手数料を申し受けます。

第10条(領収書の発行)

1. 月掛金のお支払の都度、のいりは所定の領収書を発行します。但し、銀行振込又は郵便振替の場合には、その受領書をもって、また、銀行口座振替の場合は、通帳への記載をもって領収書に代えさせていただきます。
2. のいりホームページより、のいりが提供するインターネットによる「オンライン入会」申込みの手続きを完了された方は、当該申し込みをされたコースの支払方法については第5条第1項の支払方法の他にクレジットカードによる支払いを同インターネットからお選びいただけます。ただし、クレジットカードによる支払いの場合には、ご契約のクレジットカード会社が発行する利用明細書の記載を以て領収書に代えさせていただきます。

第11条(契約の利用権)

契約は、その目的の施行に対し、一契約につき一施行の利用権があります。

第12条(加入者の名義変更)

1. 加入者のお申し出による名義変更

加入者のお申し出による名義変更(利用権、解約返戻金請求権を含みます。)については、あらかじめのいりの承諾を得てのいり営業地域内に居住する方に名義書き換えのうえ、変更することができます。手続の際には、加入者証(会員証)及び加入者、譲受人双方の印鑑(加入者は印鑑証明書とその登録印)が必要です。なお、名義変更が加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となる場合があります。

2. 相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証(会員証)及び相続人を確認するための書類(戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書及びその他相続人全員の同意書など)をご提出いただくとともに、相続発生の実事を確認するための書類(除籍謄本)をご提示いただくことにより可能です。なお、相続人が解約を申し入れる場合も、(事前に)名義変更手続きを行っていただく必要があります。

3. 本条第1項及び第2項の場合、名義変更手数料として加入者証(会員証)1通につき550円(消費税込)を申し受けます。

第13条(葬祭施行にともなう貸出品の破損の取扱い)

葬祭施行にともない、加入者又は指定された利用者に貸出しを行った物品で、貸出期間中に故意過失その他によって生じた損害については、加入者又は指定利用権者が実費によりその賠償の支払義務を負うものとします。

第14条(月掛金終了後の取扱い)

のいりは、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には、会報等の方法により終了したことを通知します。なお、月掛金の支払終了後も、この契約の定める役務サービス等の提供を受けるまで利用する権利は保存されます。

第15条(加入者証(会員証)の再発行)

1. 加入者証(会員証)を盗難その他によって紛失したり著しく汚損又は破損した場合、加入者からその旨のお申し出により所定の手続きを行い再交付いたします。手続きには加入者本人からのお申し出であることを証明するためにご加入時に登録された印鑑(加入申込書に押印した印鑑)か、又は印鑑証明書とその登録印が必要になります。
2. 再交付の際には手数料として加入者証(会員証)1通につき550円(消費税込)を申し受けます。また、再交付後は旧加入者証(旧会員証)は無効とします。

第16条(営業保証金等の前受金保全措置)

のいりは、割賦販売法に基づき毎年3月31日又は9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金の2分の1に相当する額について、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託を行い、保全をしています。

営業保証金及び前受業務保証金の供託先
名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3

但し、上記の機関については、互助会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、当社の相談窓口にご問い合わせください。

第17条(加入者の権利保護)

のいりが割賦販売法第27条(前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取り消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払を停止したとき)に該当することとなった場合は、月掛金残高について第16条による営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第18条(契約の解除)

1. 加入者が、その都合により、第21条に定める保留届を提出せずに月掛金を所定の時期に支払わず、中断した場合には、中断してから5年を経過すると、のいりは、この契約を以下の通り解除することがあります。

(1) 加入者が、支払いを中断してから5年を経過後、のいりが、20日以上の間を定めてその支払を書面で催告してもなお、加入者が支払わないときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。

(2) (1)により契約を解除した場合は、のいりは解約返戻金の振込口座を確認のうえ、月掛金残高から所定の手数料を差し引いた本条第3項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。

口座の確認に際しご回答が無い等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金はこのいりにて預かります。

(3) 加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。

2. この契約は、加入者の申し出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除を言い、解約の申し出があった日とは、本条第4項の書類の提出があった日を言います。

この場合のいりは、月掛金残高から所定の手数料を差し引いた本条第3項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、解約の申し出の日から45日以内に、原則として加入者が月掛金を支払うために指定した最新引き落とし口座(月掛金を現金にて支払いした場合等は加入者本人の口座)に振り込みます。その際、振込手数料は加入者の負担となります。

なお、生活保護法に基づく生活保護を受けられることになった場合の解約については証明書が必要になります。

この場合、月掛金残高全額を加入者本人の口座に振り込みお返しします。

3. 解約返戻金は、下記の表の金額となります。

支払い回数	1回	2回	3回以上	60回(終了後)
3,000円×60回	0	800円	2回の金額に1回毎に2,900円加算	169,000円

支払い回数	1回	2回	3回以上	36回(終了後)
5,000円×36回	0	4,800円	2回の金額に1回毎に4,900円加算	171,400円

支払い回数	1回	2回	3回以上	18回(終了後)
10,000円×18回	4,900円	14,800円	2回の金額に1回毎に9,900円加算	173,200円

(注)複数口同時契約とは、「同一の契約者が同一のコースを2口以上同時に加入すること」です。

同時解約とは、「その2口以上の契約を同時に解約すること」です。

4. 解約手続きは、ご本人確認のため、原則としてのいり本社で行います。

(1) 必要書類は、自署による解約申込書、加入者証(会員証)、また原則とし本人の印鑑(加入者申込書に押印した印鑑)又は月掛金の引落とし口座のお届け印が必要です。

(2) 本人を確認させていただくため、原則として次の物のうち、いずれか一つが必要です。

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等。

第19条(解約返戻金の代理請求など)

加入者本人以外からの契約解除の申し出は、加入者本人の意思を確認させていただく場合があります。その際確認のために委任状(印鑑証明書登録印の捺印)、印鑑証明書など必要書類を提出していただく場合があります。

加入者本人が死亡した場合の相続人又は法定相続人からの解約申し出については第18条の規定を準用のうえ、契約解除の手続きができるものとします。その際第12条第2項により、事前に名義変更を行っていただく必要があります。

第20条(損害賠償の額)

加入者は、互助会事業の廃止等のいりの責に帰すべき事由により、契約の目的を達することができなくなったときは、この契約を解約することができます。

この場合、のいりは加入者の月掛金残高に法定利率(単利)を乗じた金額を加え、遅滞なく加入者に金銭でお支払いします。

第21条(保留の取扱い)

1. のいりに予め申し出て承諾を得た加入者については、当該加入者の都合によりやむを得ず月掛金の支払いを中断した後も、契約の効力を継続(保留)させることができます。但し、次の条件を満たし、かつ保留届を所定に支払期日から4カ月以内にご提出いただいた場合に限りです。

(1) 契約が成立した日から180日(6ヶ月)以上経過し、月掛金を6回以上お支払いいただいている場合。

(2) 保留期間の始期から5年経過後に、加入者が役務サービス等の提供を受ける場合は、役務サービス等の提供を希望された時(施行時)にのいりが募集する契約コースの約款に、従っていただくこととなります。

なお、契約を締結いただいた役務サービス等の内容と、保留期間から5年を経過後に提供する役務サービス等の内容は、異なることがあります。

(3) 保留期間は最長10年とし保留期間の始期はのいりが保留についての承諾をした日とします。なお、保留期間が経過した場合、保留期間が経過する前に加入者が105歳以上に達した場合、のいりは加入者に対し「契約失効予告通知書」を送付する場合があります。同通知に対し保留を解除する旨の回答及び支払いの再開がなされない場合、又は生存の回答若しくは加入者遺族からの相続による名義変更の申し出が出されない場合には、同通知の到着後60日経過後に契約は失効します。

契約が失効した場合には、加入者は月掛金残高から所定の手数料を差し引いた解約返戻金をのいりに請求することができます。なお、解約返戻金を請求する権利は、その事由が生じたときから、5年間請求がない場合には消滅します。

2. 保留の解除は、加入者が復活届を提出し、支払を再開した月からとなります。なお、復活届と同時に口座振替依頼書等の提出が必要となります。

第22条(住所変更等の届出)

1. 加入者が、住所、その他連絡先を変更された場合には、速やかにのいりまで届出てください。なお、この届出を怠った場合には、のいりが知った最終の住所又は居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。

また、連絡先等が変更となり、のいりに届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

2. 契約金額を完納されている105歳以上の加入者が本条第1項に定める住所変更等の届出を怠ったためにのいりからの連絡が不能となっている場合、のいりは加入者に対し、「契約失効予告通知書」を送付し、到達後60日経過後に契約を失効させる場合がありますのでご注意ください。

第23条(移籍)

加入者がのいりの営業地域外に転居された場合、その転居地を営業区域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により、次の条件を満たされた場合に限り、移籍の手続きをします。

- (1) のいりに月掛金を15回分以上払込まれている場合。(15回未満のときは不足分をのいりに一括して払込みいただければ可能です。)
- (2) 但し、移籍後は、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。

なお、のいりが提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第24条(営業地域)

のいりが役務サービス等の提供を行う地域は下記地域とします。

尾張地区：一宮市・稲沢市・江南市・岩倉市・犬山市・北名古屋市・津島市・名古屋市・小牧市・丹羽郡・西春日井郡

岐阜地区：岐阜市・羽島市・羽島郡・各務原市

第25条(お問合せのご相談窓口)

この契約についてのお問合せ、ご相談は次の場所で行っております。

株式会社のいり お客様あんしん相談室 営業時間：年中無休9:00～17:00
〒491-0871 愛知県一宮市浅野字大西裏38 TEL 0586-77-8120

第26条(個人情報の取得・利用に関すること)

のいりは本約款に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理・宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等営業案内、葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するためと入会登録事項等内容の確認業務のため、個人情報(加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等)をあらかじめ文書により加入者の同意(確認書)を得て取得、利用します。

また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。

第27条(第三者提供に関すること)

1. のいりは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。但し、次の場合は除きます。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. なお、次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

- (1) 業務委託にともなう個人情報の委託(第26条に規定する利用目的の達成に必要な範囲内の利用に限る。)
- (2) 合併等による事業の継承にともなう個人情報の提供(合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。)
- (3) 個人情報を共同利用する場合(共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。)

第28条(宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関する事)

加入者は、のいりに対して宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。
停止の申し出は、第30条に記載の(個人情報に関するお問合せ)先までご連絡ください。

第29条(個人情報の開示・訂正・削除に関する事)

加入者は、のいりに対して加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。
開示・訂正・削除等の申し出は、第30条に記載の(個人情報に関するお問合せ)先までご連絡ください。

第30条(個人情報に関するお問合せ)

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問合せは、下記ののいり渉外部までお願いします。

株式会社 のいり 渉外部 個人情報担当者
〒491-0871 愛知県一宮市浅野字大西裏38 TEL 0586-77-8120

消費税についての取扱い

この契約約款に係る消費税は10%で表示しています。

- (1) 消費税は、役務を利用された時(施行時)にお預かりします。
- (2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。
なお、消費税率の変更など本取扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取扱いに優先して適用されますのでご了承ください。

附則

払込方法が自動振替の場合、引落日前日までに残高ご確認のうえご用意願います。
なお、金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

クーリング・オフについて

1. 訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面(ハガキ、封書など)又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」という。)ができ、その効力は当該書面をのいりの「お問合わせのご相談窓口」(第25条参照)あてに発信した日(郵便消印日付など)から発生します。
 なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
2. クーリング・オフを行った場合は、
 - ①クーリング・オフにともなう損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。この場合返還に要する費用はのいりが負担します。
 - ③互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
3. なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合特定商取引に関する法律第26条第3項第2号(特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号)によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承ください。
4. 上記のクーリング・オフの行使を妨げるためにのいりが不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、のいりから交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

別表1

葬 祭 の 場 合		会費:3000円
1	寝棺/窓付きプリント棺(内張付)/寝棺付属物/敷布団、掛布団、枕	○
2	葬儀小物/仏衣、位牌、骨袋、納体袋、棺台、棺掛、ローソク	○
3	ドライアイス(1回10kg)	○
4	焼香設備/前机、五具足、四華花	○
5	納棺係員	○
6	(病院お迎え用)寝台霊柩車(10km以内)	○
7	霊柩車(10km以内)	○
8	専属担当者/式場進行係員、納棺係員	○
9	役所への死亡届及び火葬許可申請手続き代行	○
10	祭壇・式場設営・装飾/祭壇脇花、メモリアルコーナー	×
11	各種宗教用品/枕飾り、後飾り、遺影写真	×
12	受付設備・会葬礼状/受付システム、葬儀記録帳、お布施用封筒	×
13	サービス係員/斎場誘導、進行補佐、式場案内、式場受付、駐車場案内、夜間当直	×
14	貸切バス/火葬場随行バス、町内送迎バス	×
15	写真撮影・演出/映像設備、ライブ中継、献奏	×
16	初七日法要	×

火葬場まで総てご奉仕いたします。ご一報次第係員が参上いたします。会員が会員特典を行使される場合、加入者証(会員証)をご提示の上お申込みください。葬儀の場合昼夜を問わずお電話でお申込みください。

(注) 次のような場合がありますので予めご了承ください。

- ・ 各飾付物品の名称(呼称)は、令和4年10月1日現在のものを使用していますが、後日商品区分の変更等により、名称(呼称)を変更する場合があります。
 - ・ 施行場所の広さ、状況等により表示した飾付物品で装飾できない場合は、他の代替品で装飾する場合があります。
 - ・ 表示した際又は飾付物品が製造中止等により、表示物品が御奉仕できなくなった場合は、その表示物品の評価額を下廻らない飾付物品にて代替御奉仕させていただく場合があります。
- * 各契約の役務内容を上廻る物品又は設備等をご希望の場合はご相談のうえ契約外費用として別途ご注文承ります。

契約内容に含まれないものは有料にて承ります。

契約内容に含まれないもの

式場使用料、霊柩車以外のお車関係、生花(檜)類、粗供養、盛物、料理、骨壺、骨瓶及び前記別表
○印にないもの

令和 年 月 日

(株)のいり 友の会 殿

復活届

私議、月掛金の支払い保留を解除の届け出を致します。

加入者氏名 _____ 印

加入者住所 _____

加入者電話番号 _____ — —

加入者コード ① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____

社内処理欄

処理日	取扱者	確認

令和 年 月 日

(株)のいり 友の会 殿

保 留 届

私議、月掛金の支払いが困難なため、掛金支払い保留の届け出を致します。

加入者氏名 _____ 印

加入者住所 _____

加入者電話番号 _____

加入者コード ① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____

社内処理欄

処 理 日	取扱者	確 認